都道府県

各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中 中核市

> 厚生労働省社会·援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく住居確保給付金については、申請数の増加に伴う支給事務や問い合わせ対応に多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

現下の状況においては、徐々に経済活動は再開しておりますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に関連する解雇や雇い止めは増加しており、引き続き、常用就職や就業機会の回復を目指すことが困難である生活困窮者からの相談は継続することが予想されます。

こうした状況に鑑みて、今般、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。)を一部改正し、令和3年1月1日から施行し、住居確保給付金の支給期間の延長及び求職活動にかかる要件、資産要件等について変更を予定しております。

住居確保給付金は有期の支援期間内における就労による自立を支援する制度であることから、受給者の支援においては、下記に示す点をご勘案いただき、省令改正に伴う手続き等について準備を進めていただくとともに、引き続きお困りの方の相談を確実に受け止められるよう必要な対応をお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)への周知 を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

# ー 支給期間の延長について

現在、住居確保給付金は規則第 12 条により、最長で 9 か月間の受給が可能となっているところ、改正案において、新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和 2 年度中に新規申請をした方については、延長を 3 回まで、支給期間は最長で 12 か月間まで可能とする予定です。この場合、原則として、再延長期間の最終月の末日までに 3 回目の延長申請書を自立相談支援機関を通じて自治体に提出させる必要があります。

自治体及び自立相談支援機関においては、年末年始期間に支給終了となる受給者に対しては、再々延長が可能であることや、求められる活動要件を速やかに周知するとともに、別添の延長申請書等を送付し、その意向を確認するようにして下さい。なお、本年4月分から受給を開始し、再々延長が必要な方の延長申請については、令和3年1月中に申請・決定手続きを完了できるよう、あらかじめ相談対応を開始していただくようお願いします。

# 二 求職活動要件等について

規則第10条第5号における常用求職要件は、当面の間不要としておりましたが、現下の状況が今後も一定期間継続することを前提に、受給者の生活再建を早期に図る必要があることから、今般、受給者の状態像に応じ、令和3年1月から下記(1)(2)に示す求職活動及び就労支援を実施していただくこと、(3)の資産要件を満たすことを受給の要件とします。

- (1) 当初・延長・再延長中(1か月目~9か月目)の受給者の求職活動要件
  - イ)離職・廃業(規則第3条第1号)
    - ①申請時の公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)への求職申込
    - ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
    - ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談等※1
    - ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
    - ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施
  - 口)休業等(規則第3条第2号)
    - ①月に1回以上の自立相談支援機関との面談等※1
    - ②申請・延長・再延長の際、休業等の状況について自立相談支援機関へ報告※2
    - ③申請・延長・再延長決定時に、自立相談支援機関における面談を実施し、本人に 応じた活動方針を決定する(プラン決定を前提としています。後述三参照)
- (2) 再々延長中(10~12か月目)の受給者の求職活動要件
  - イ)全ての受給者
  - ①ハローワークへの求職申込※3
  - ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
  - ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談等※1
  - ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
  - ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施
- ※1 別添改・参考様式9の郵送、電子データの送付及び電話等による報告も可能

- ※2 別添改・参考様式9において確認可能。なお、郵送、電子データによる送付による報告を受けた場合は、可能な限り本人に対して電話等により本人の状況把握をきめ細かに行うよう努めてください。
- ※3 再々延長時におけるハローワークへの求職申込の時期については、再々延長申請 と多少の前後が生じても差しつかえないこととします。

#### (3) 再々延長(10~12か月目) 申請時における資産要件

再々延長を申請する方の資産要件については、(再々延長の)申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に3を乗じた額(当該額が50万円を超える場合は50万円)以下であることとします。

# 三 支援プラン決定について

「生活困窮者自立支援統計システム(業務支援ツール)への入力について」(令和2年4月30日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)及び「住居確保給付金の申請数の増加に伴う事務手続きの迅速化について」(令和2年5月7日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)において、支援プランの決定及び生活困窮者自立支援統計システムへの入力については原則不要としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中では、今後の生活再建を念頭に置いた支援プラン(※)の作成が必要です。

つきましては、自治体の申請数や1人あたり事務作業量の多寡などの実情を踏まえつつ、 現在受給中の方々についても、順次支援プランを作成、決定していただき、支援者の状態像 に応じた支援をお願いします。

- ※特に休業等に該当する方に係る支援プランには、本人の状況に応じた就労活動等に係 る内容を記載するよう留意して下さい。
  - (例) 自営業等による収入増加、他の就労先への転職、事業形態の転換、副業による収入 増、家計改善等。

# 四 ハローワークとの連携について

上記二の要件化により、ハローワークとの連携が重要になります。具体的には、自立相談支援機関において、生活状況や本人の希望を確認し、生活保護制度(後述五)、求職者支援訓練制度(ハローワーク)、トライアル雇用助成金(ハローワーク)等へつなぐことで、必要な支援を受けられるよう、対応をお願いします。このうち、ハローワークと自立相談支援機関のチーム支援により実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業」の支援対象者に該当する者については、同制度の積極的な活用をお願いします。

なお、各制度においては、下表のとおり柔軟な運用や拡充等を行っているので、ご承知 おき下さい。

制度	内容
求職者支援制度	対象人員を約5万人へ拡充。(当初分約2.8万人+補正追
	加分約 2.2 万人)
トライアル雇用助成金	感染症の影響が非正規雇用労働者や女性など弱い立場に
	ある人に大きく生じていることを踏まえ、こうした影響に
	よる離職者で、就労経験のない職業に就くことを希望する
	方の早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事
	業主に対する賃金助成制度を創設。

※「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領等の改正等について」(令和2年4月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

# 五 福祉事務所(生活保護担当部局)との連携について

住居確保給付金の延長等期間中の常用就職または就業機会の回復が困難と考えられ、要保護者となるおそれが高い者等については、生活保護制度を紹介し、本人の希望や状況に応じて、福祉事務所における相談を進めることができるよう支援をお願いします(※)。

具体的には、必要に応じて相談支援員が生活保護担当部局に同行する、生活保護担当部局の担当者へ連絡する、本人の同意がとれている場合は申請者の生活の状況など必要な情報を予め提供しておくなど、適切に連携いただきますようお願いします。

なお、受給者が延長等の申請を郵送等により行う時点において、自立相談支援機関の支援を定期的に受けていない場合であっても、自立相談支援機関及び福祉事務所設置自治体は、改・参考様式9を活用するなどして、支援の必要性が高い受給者の発見に可能な限り努めることとし、当該受給者に対しては、支給期間が終了する前に自立相談支援機関において面談等を実施し、今後の支援等に円滑につなげるなど柔軟に対応するようお願いします。

※ 「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」(平成27年3月27日社 援保発第0327第1号・社援地発第0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課 長・地域福祉課長連名通知)

#### 5 連携の対象者

自立相談支援機関又は福祉事務所は相談者からの相談等を聞き取り、必要に応じて、 相互に連携すること。

- (1) 自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ者は以下のような者が考えられる。
  - ①要保護者となるおそれが高い者
  - ②支援途中で要保護状態となった者

(例)

- ・会社の倒産、リストラなどにより要保護状態となった場合
- ・預貯金が残りわずかであるところ、さらに疾病で失業したことにより要保護状態となった者
- ・住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護状態と なった場合

# 六 事務処理体制の強化について

住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化については、令和2年度第2次補正予算における「自立相談支援機関等の体制強化」に係る補助事業をご活用下さい。

また、本日閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)の創設」が盛り込まれております。事業の詳細は追ってお知らせしますが、自立相談支援機関等の体制強化に係る支援は継続していくことを予定しておりますので、各自治体におかれましては引き続き活用をご検討下さい。

以上

#### (参考) 求職者支援制度の活用について

住居確保給付金を受給している方のうち、離職・廃業された方、申請時には休業中等であったが、その後離職・廃業された方、支給を延長・再延長したが生活再建の目途が立てられずにいる方など、特に住居確保給付金以外の支援も必要と考えられる受給者に対しては、可能な限り早い段階において、活用可能な他の支援を検討していただくことが重要です。

活用可能な支援の例として、求職者支援制度があります。求職者支援制度は、雇用保険を 受給できない求職者に対し、無料の職業訓練(求職者支援訓練)を実施し、本人収入、世帯 収入及び資産要件等、一定の支給要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための 給付金(職業訓練受講給付金)を支給するとともに、ハローワークが中心となってきめ細や かな就職支援を実施することにより、安定した就職を実現するための制度です。

住居確保給付金と職業訓練受講給付金は1人で同時に受給することはできませんが、申請者ではない世帯員が職業訓練受講給付金を受けることなく、求職者支援制度による職業訓練を受講することは可能です。

各自治体におかれましては、延長・再延長決定等のタイミングで当該支援制度のリーフレットを決定通知書に同封する、各月の求職活動状況報告の内容に応じて電話等での相談を 実施する等の対応のご検討をお願いします。

なお、職業訓練受講給付金を受ける場合は、受給中の住居確保給付金を一時停止し、職業訓練受講給付金の終了後もなお就職ができなかった場合には、再開することができますので、その旨申し添えます。

#### (参考) 求職者支援制度のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyushokusha\_ shien/index.html